

京都市告示第418号

京都市健康増進センターの指定管理者である財団法人京都市健康づくり協会から、京都市健康増進センター条例第9条第3項の規定に基づき、定期利用券について次のとおり申請があったため、同協会が指定管理者である期間について、これを承認します。

平成24年2月27日

京都市長 門川 大作

名 称	料 金	対象 年齢	利用 時間	利用可能範囲	各種教室 受講
ジムナイトパス	3,000 円/月	15 歳～	17:00～	トレーニング ルーム	不可 (割引なし)
プールナイト パス	4,000 円/月	15 歳～	17:00～	プール	不可 (割引なし)
ジムパスシニア	3,000 円/月	70 歳～	終日	トレーニング ルーム	不可 (割引なし)
プールパスシ ニア	4,500 円/月	70 歳～	終日	プール	不可 (割引なし)

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)